

令和5年度原子力規制委員会
第27回会議議事録

令和5年8月23日（水）

原子力規制委員会

令和5年度 原子力規制委員会 第27回会議

令和5年8月23日

10:30～12:20

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：関西電力高浜発電所3号機における令和5年度第1四半期の安全実績指標の結果を踏まえた対応区分の変更及び追加検査の実施に係る通知の発出
- 議題2：令和5年度第1四半期の原子力規制検査等の結果
- 議題3：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務の実績に関する評価（原子力規制委員会共管部分）
- 議題4：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の令和4年度における業務の実績に関する評価（原子力規制委員会共管部分）
- 議題5：令和4年度実施施策に係る政策評価及び今後の政策評価の在り方

○山中委員長

それでは、これより第27回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「関西電力高浜発電所3号機における令和5年度第1四半期の安全実績指標の結果を踏まえた対応区分の変更及び追加検査の実施に係る通知の発出」です。

説明は、実用炉監視部門の杉本管理官からお願いいたします。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視部門の杉本でございます。

それでは、資料1について御説明いたします。

「1. 趣旨」ですけれども、そもそも本件は、4月22日に関西電力高浜発電所3号機において運転上の制限の逸脱があった事象を受けて、4月25日の原子力規制委員会で、今後想定される手続とか、対応などについて御説明させていただいたものなのですけれども、関西電力高浜3号機の原子力規制検査における対応区分の変更についての了承と、追加検査の実施に係る通知の発出について、決定いただきたいというものでございます。

「2. 経緯」ですけれども、令和5年8月9日付で関西電力から高浜3号機の令和5年度第1四半期の安全実績指標、PIといたしますけれども、これの報告がございまして、次のページの表1に示しておりますが、令和4年度第2四半期から令和5年度第1四半期の連続する過去の4四半期におきまして、重大事故等対処設備、SA設備といたしますけれども、これにおける運転上の制限（LC0）からの逸脱件数が累計4件となっております。

参考2を見ていただきますと、安全実績指標の一覧をつけておりますが、裏の7ページ目の赤い枠の⑩を御覧いただければ、こちらの方で1年間のLC0逸脱件数が3以下であれば緑、4以上になると白という基準を設けているものでございます。これに基づいて、高浜3号機の⑩の件数が4件になったということで、白になったというものでございます。

それでは、3. に戻っていただきまして「対応区分の変更（了承事項）」でございますが、こちらを御説明します。

このように白になったことを受けて、原子力規制検査等実施要領等に基づいて対応区分を変更することになるのですが、11ページの表を御覧ください。これまで一番左の第1区分であったものが、白が一つ生じたということで、赤枠で囲った第2区分になるということでございます。

上から二つ目の「評価基準」の欄で白が1生じているということ、この場合の施設の状態というのは、一つ上の欄にありますように、「監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う活動全体に軽微な劣化がある状態」ということになります。

この検査対応としては、上から三つ目の欄にありますように、基本検査に加えて規則第3条第2項第1号に係る追加検査、これは追加検査1と呼んでおりますが、これを実施することになります。

それでは、また1ページ目の3. に戻っていただきまして、これもガイドに基づいて該当する四半期の初日からということになってございまして、高浜3号機における対応区分

を令和5年4月1日から第2区分に変更するというものについて、了承いただきたいというものでございます。

「4. 追加検査の実施に係る通知の発出」、こちらは決定事項でございます。ただいま御説明しました対応区分の変更を受けまして、今後、原子力規制委員会としては、原子力規制検査等に関する規則に基づいて追加検査を行うということになりますけれども、その前に、規則に基づいて、関西電力に対して四つの項目、①検査の結果、②として追加検査の区分、③として検査事項、④として報告すべき事項及び期限に関して通知を行う必要がございます。

このうち④の報告すべき事項につきましては、運用ガイドに基づけば、今回、白となった要因である4件のLC0逸脱について、直接原因及び根本的な原因の特定、安全文化要素の劣化兆候の特定、並びにそれらを踏まえた改善措置活動の計画の報告を求めることとなります。

一方で、高浜発電所におきましては、3号機以外の号機も含めて、この4件以外にも過去1年間にLC0逸脱とか、検査指摘事項が複数確認されております。5ページ目の参考1に表をつけてございますけれども、こちらのグレーでハッチングした4件は、今回、白の要因となった4件を示しておりますけれども、そのほかにも令和4年度第2四半期から令和5年度第1四半期までの1年間で、表に示すようなもの、検査指摘事項というのとLC0逸脱に該当するものにそれぞれ○をつけておりますけれども、こうしたことを踏まえると、今回、白となる要因となった4件のLC0逸脱に関して、根本的な原因や安全文化要素の劣化兆候を特定していく必要がありますが、その際には、高浜発電所の保安活動の改善を図る観点からも、参考1で示した事象も考慮した上で改善措置活動の計画を立案することが適切だと事務局として考えてございます。

そして、また1ページ目の一番最後の行に戻って、次の2ページ目のところですが、したがって、事業者から報告を求める際には、こうした点も明記した上で、関西電力に対して別紙1のとおり文書を発出することについて、決定いただきたいと思っております。

具体的な説明は、別紙1を御覧ください。原子力規制委員会名で関西電力社長宛ての通知案をつけております。

まず、令和5年度第1四半期の安全実績指標の結果を受けて、規則に基づく追加検査を行うため、下記のとおり通知しますということにしておりまして、通知すべき四つの項目、1として「原子力規制検査の結果」については、高浜3号においてSA設備のLC0逸脱が過去1年間の4四半期で4件となったことから、PIの値が白と分類されて、対応区分が令和5年4月1日から第2区分に変更になったということ。

そして、2. ですが「追加検査の区分」については、規則第3条第2項第1号に係る追加検査、こちらは追加検査1でございます。これをやるということです。

3. ですが、追加検査1における検査事項ですけれども、高浜3号機において白となる要因となったSA設備のLC0逸脱4件について、①②について検査をしますということです。

「4. 報告すべき事項及び期限」ですけれども、令和5年11月30日までに以下の事項を報告するよう求めたいということで、(1)としては、白となる要因となった4件のLC0逸脱に関して、直接原因及び根本的な原因並びに安全文化要素の劣化兆候の特定をした結果。

ここで「ただし」とつけております。根本的な原因の特定及び安全文化要素の劣化兆候の特定に当たっては、同期間に高浜発電所で確認された検査指摘事項及び他の運転上の制限からの逸脱も考慮することとしております。ということで、先ほど御説明したとおり、参考1に示した4件以外の検査指摘事項やLC0逸脱についても、考慮することを求めたいと思っております。

(2)ですけれども、上記で特定した内容を踏まえた改善措置活動の計画及び実施状況を報告するというので、11月30日までということで3か月余りの余裕を見ておりますが、この4件以外にも参考1に示したようなものについても考慮してほしいということで、若干時間が掛かるかもしれないということで、このような締切りというのを設定しているものでございます。

最後、また5.に戻っていただきまして、2ページ目です。別紙1の通知で求めた報告を関西電力から受領した後、ガイドに基づいて、検査官2～3名の体制で40人・時間程度を目安に、①として直接原因、根本的な原因及び安全文化要素の劣化兆候の特定が適切に行われているか。②として、これらを受けて改善措置活動の計画が適切に立案されて、再発防止上有効であるかということについての検査を行っていく予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○山中委員長

御質問、御意見等はございますか。

どうぞ。

○田中委員

区分の変更の件は理解いたしました。

また、高浜発電所では3号機以外の炉においても、運転上の制限からの逸脱事象とか、検査指摘事項も複数確認されているので、4ページでしたか、追加検査の実施についての2枚目の4.の報告すべき事項に書いてあることの二つ目のパラが重要だと思います。

ちょっと教えてほしいのですけれども、ここで言っていることの安全文化要素の劣化兆候の特定というのは、具体的にはどのようなことを要求するのですか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視部門の杉本でございます。

基本的に検査指摘事項があったら、個別のものについて、いろいろとその原因とかというのをやることにはなりますけれども、それに併せて、今回、こういったPIに関して白になったということですが、組織としての安全文化について、何かそれが原因として関係している、影響していることがあるのではないかとということがあったら、そういうような劣化兆候というものを分析して、特定して報告してくださいという、そういう

趣旨でございます。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○伴委員

今、田中委員から指摘のあった「安全文化要素の劣化兆候の特定」という表現がやはり私もしっかりこなくて、先ほどから資料を何度も何度もこの部分を読み返すのですけれども、読めば読むほど分からなくなってくる。

結局、安全文化というのは、何かこういう要素とこういう要素とこういう要素があって、それを足し合わせたものですよということではなくて、つかみどころのない総体であって、それがおかしくなると、いろいろなところに目に見える形で現れてくる。だから、そういったものを多角的にいろいろ調べることで、もしかしたら、安全文化が悪い状態に向かっているのではないかとということ把握しましょうという趣旨なので、そうすると、これは検査ガイドにも書かれているのだとは思いますが、ちょっと言葉としてどうなのかなど。

仮に何か要素の集合体であるということ百歩譲って認めたとしても、日本語としては、多分、これは「劣化兆候を示す安全文化要素の特定」なのかなと思うのですけれども、そこはどうでしょう。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

杉本でございます。

確におっしゃるとおりの感じで、ここにはこの表現がありますが、意味は今おっしゃられたようなことかなとも思います。

○武山原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

よろしいですか。検査監督総括課長の武山です。

安全文化の要素というのは、10 Traitsとかというのがありますよね。あと、43（属性）というのもある、それぞれの要素について、劣化があるのか、ないのかということを見るのではないかと考えていますけれども、いかがでしょうか。

○伴委員

だから、10 Traitsというのは、むしろ安全文化というつかみどころのないものを把握するための視点だと思うのですよね。こういう視点で眺めることによって、つかみどころのないものの変化が見えるのではないかとことですから、本来はそうなのですから、ただ、今言ったように、それをそういう10 Traitsという要素的なものに仮に分けられるとしたときでも、日本語としてはおかしいのではないですかという、そういうのが私の指摘です。

○武山原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

武山ですが、その要素がどの程度、その劣化がどうかということを見るということであれ

ば、要素の劣化兆候の特定ということで理解できると思うのですが。

○伴委員

だから、結局、10 Traitsで示されるような幾つかの要素に仮に分けられるとしたときに、どの部分がおかしくなっているのだということ特定しなさいということであれば、「劣化兆候を示す安全文化要素の特定」ではないですかと言っているのです。

○武山原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

要素を特定するだけではなくて、その要素がどの程度劣化しているかということも要るのではないかと思うのですが。

○伴委員

もちろんそうですけれども、ただ、この「安全文化要素の劣化兆候の特定」というのは、何度読んでも私はしっくりこないのですが。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

杉本でございます。

ここはガイド上とか、そういうものでこの表現があるので、それを引いているというところではありますが、実際に安全文化の関係では、今回、参考1で示したようなこと、これは4件だけではなくて、こういうものについても見て行ってほしいという趣旨でやっているものでございまして、そういうことについては、関西電力についても、必要があれば説明していきたいとは思っております。

○古金谷長官官房緊急事態対策監

原子力規制庁の古金谷でございますけれども、資料の11ページを御覧いただきたいと思っております。これは表現ぶりとして指示文書の中にも書いてあるのですけれども、11ページ、これは検査の実施要領の一部分の抜粋で、表6-1ですけれども、区分2の赤い枠で囲ってあるところの一番下の「検査対応」の更に「視点等」というところに二つのポツがありますけれども、その下のポツのところの表現を見ていただくと分かるのですけれども、これは要素も含めてということですので、これは「安全文化要素の劣化兆候の特定」という表現に、今、要領上はなっているものですから、今回、同じものという形にしました。

今、伴委員がおっしゃったところについては、今後また実施要領の見直しということはやっていかねばいけないと思っておりますし、毎年のように少しずつ改善を図っておりますので、御指摘については、少し今後の要領の問題点の改善ということで対応したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○伴委員

先方に対して趣旨が伝われば、それでいいと思うので、今まで検査ガイドをこれに基づいてやってきているので、今回はこれで文書を発出するという点に関しては、私もやむを得ないかなと思っておりますけれども、今、古金谷対策監から話があったように、この表現がもう少しうまく表現できないものかどうか検討はしていただきたいと思っております。

○古金谷長官官房緊急事態対策監

承知しました。

○杉山委員

この表現の記載については、今、伴委員との間でなされた議論に基づいて決めていただきたいと思います。

高浜に関しては、やはり印象としてちょっとしたトラブルが多いなというものをずっと感じていて、それでも区分変更に至る条件には至らない。カテゴリーが違ったり、号機が違ったりでぎりぎり免れてきたみたいなどころがあって、今回、規定に従って我々が対処するとなったら、今回、実際に4件起こったSA設備に関するところだけでいいのかもしれないのですけれども、当然、それ以外に踏み込んで我々が説明とか対応を求めるとするのは、我々として正しい行為だと思っています。

これはこの先の議論になると思うのですけれども、今回、SA設備としてLCO逸脱が起こった中身を見てみますと、ある意味、関西電力自身の努力ではどうしようもなかったような件もあって、ただ、それはどうしようもないからしょうがないねではなくて、それはやはりLCOの設定の仕方に問題があったのではないかと。

SA設備は比較的まだ歴史が浅くて、いろいろ整備して、多重性・多様性を持たせたのはいいのですけれども、それぞれ独立している仕様設定をしていれば、1個駄目になったらLCO逸脱になる。この辺はもう少し工夫して設定する必要があると思っています、これは関西電力の中でも高浜に限ったことではなく、更に、ほかの事業者でも共通のことだと思いますので、幅広い視点で今回の件の対処をお願いいたします。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

杉本でございます。

承知いたしました。前回も同様に4月のときにも御指摘いただいて、昨年のCNO会議（原子力部門責任者との会合）とか、そういった場でこちらからも問題意識を投げかけ、今、事業者の方からも素案的なところというものは徐々に出てきているとは認識しておりますけれども、そういった内容については、また原子力規制庁として、また事業者の状況を見ながら検討を続けていくことかなと考えてございます。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○石渡委員

すみません。5ページの参考1のリスト、これは関西電力に発出する別紙1に添付して送るのですか。それとも、これはここだけの話なのですか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

杉本でございます。

こちらは添付する予定はございません。通知のところの「ただし」のところ「検査指摘事項及び他の運転上の制限からの逸脱も考慮すること」というように、こちらを同期間というところで書いておりますので、ここは特定されていると考えてございます。

○石渡委員

だから、要するに、関西電力側がこのリストを持っているかどうかは知りませんが、とにかくこの内容については理解しているはずだという前提でやるわけですね。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

杉本です。そのとおりでございます。

○石渡委員

しかし、具体的にどういうことかということを示す意味では、これを一緒につけて送った方がいいのではないかという気もするのですけれども、それは事務的な話ですので、こちらにお任せします。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

杉山委員からも少し出たのですけれども、数年前からやはり高浜発電所は指摘事項もかなり多いですし、号機はいろいろですけれども、労働災害も非常に目立ちますし、問題は感じておりました。

指摘事項については、全て緑ということで、事業者の責任において改善できるような状況であるという判断をされたかと思うのですけれども、今回、事業者自身が設定したLC0の条件、これも了承して、1年間でLC0の逸脱が4回起これば白に区分を上げるという、これも了承して事業者が設定したわけですから、その点については、むしろこれまではLC0逸脱については、特に我々が関与するところではなかったわけですけれども、少なくとも事業者も了解した上でそういう設定をして、こういうことが続くということは、何らかの組織の安全文化の劣化の兆候がある可能性があるということで、区分を変えるということについては、恐らくこれは初めてですよ。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

杉本でございます。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の件とかというのはありますが、ほかの実用炉については、初めてだと認識してございます。

○山中委員長

特にLC0逸脱で区分を変えるということについても、多分、これが初めてということだと思うのですけれども、私は、こういう対応をまずしていただいて、並行して、杉山委員が言われたように、LC0そのものの見直しというのは、これは事業者にも全体にわたって指示をしているわけですので、これは見直しを続けて提案いただくということで、改めて議論をしたらいいと思うのですけれども、今回は、これまで約束どおり、LC0は1年間で4回蓄積されたということで区分変更するという。

私もそれで結構かと思えますし、伴委員からは、これは読みようかなと私は思ったのです。読みようで読めるかなと思ったのですけれども、そういう疑義もあったので、今後、ガイドも含めて文言のありようはもう少し検討いただくということで、今回は私、これで

十分事業者も理解できるし、私は理解できましたので、読みようかなと思いました。

ということで、関西電力高浜発電所3号機における対応区分の変更を了承し、別紙1のとおり通知を発出することを決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

それでは、そのとおりとさせていただきます。

以上で議題1を終了いたします。

次の議題は「令和5年度第1四半期の原子力規制検査等の結果」です。

説明は、専門検査部門の高須管理官からお願いいたします。

○高須原子力規制部検査グループ安全規制管理官(専門検査担当)

専門検査担当の高須でございます。

資料2に基づいて御説明させていただきます。令和5年度第1四半期の原子力規制検査ということで報告をさせていただきます。

2.の実施結果でございますけれども、事務所が中心に実施する日常検査と本庁(原子力規制庁)が中心に実施するチーム検査、このほか法定確認する検査を各々実施しております。実績については、チーム検査36件、法定確認7件ということで、実績は別紙1に示しております。第1四半期の指摘事項としましては、1ページから3ページに表にまとめておりますけれども、7件確認・指摘をしております。いずれも実用炉関係の指摘となっております。

検査指摘事項の概要でございますけれども、1番から5番につきましては、火災防護対象ケーブルのほか、系統分離対策の不備に関する指摘でございます。

本件は、本年3月29日に原子力規制委員会で御了承いただいた火災防護のケーブルの系統分離の対応について、引き続き検査を実施するとした事案の現状の検査結果のものでございます。高浜3号機、玄海3・4号機、川内1・2号機、大飯3・4号機、美浜3号機、いずれも昨年の美浜の火災に対する系統分離が不十分だったということの未然防止処置、是正処置について、状況を確認いたしまして、いずれも系統分離対策は実施されていないということを確認しております。

4番の大飯発電所につきましては、ケーブルのほかに制御盤が火災防護対象として選定されるべきところ、選定されていなかったというものも確認いたしております。一方で、現場の状況で火災感知器がついているだとか、自動消火設備があるといったような状況を踏まえて、評価ガイドに従って評価した結果、重要度は緑、深刻度SLはIVと評価しております。

6番の美浜3号機ですけれども、これも火災の系統分離に対しての是正処置の対応状況を確認する中で確認した事項でございます。充てん/高圧注入ポンプの中に入っている油、この封入されている油が漏れたときに、その受け皿として下に回収皿というものが設けてあります。その回収皿に油が落ちれば火災源になるということで、それなりの評価が要る

のですけれども、事業者としては、回収皿にドレンという油を逃がす構造があるので、油が残留しないということで評価しておりました。検査官が現場を確認して、これは残留する構造であるということを確認して、事業者もそこは認めて、火災影響評価が不適切だったということで指摘をしております。

一方、このポンプにつきましても、ポンプそのものに火災感知設備だとか自動消火設備がありますので、先ほど申しましたように、評価ガイドで評価した結果、緑のSLIVという評価としております。

7番目の高浜3号機の原子炉補機冷却水冷却器の連続運転時間の管理不備による冷却器の伝熱管漏えいということで、これは当該の冷却器を隔離しましたので、LCO逸脱ということで運転上の制限を満足していないと判断した件でございます。

この事象につきましては、冷却器の伝熱管内面に海水が流れておりますけれども、伝熱管内面に貝類が付着したことによって水の乱流が起きて、減肉が進んで貫通したというものでございます。本来、事業者は6か月程度で運転を切り替えるのですけれども、当該号機につきましては、8か月での運転がなされていたということで、自ら決めた運用に対する管理が適切にされていないということで指摘し、評価ガイドにより評価した結果、緑、SLIVと判断をしております。

以上7件が第1四半期の指摘事項でございます。

「(3) 深刻度評価のみ行った案件」でございます。これは先期からの継続案件でございましたけれども、玄海3号機において、不適切な点検計画表の管理により、B安全補機室冷却ユニットの定期事業者検査の時期の超過及びその結果が誤って報告されていたという事案でございます。

本件につきましては、点検時期は超過しておりましたけれども、直近の検査において異常が認められていないということから、原子力安全の維持に影響を与えていないということで、検査指摘事項には該当しないと判断したものの、法令に基づく、いわゆる自ら定めた頻度で定期事業者検査を実施していないということと、誤った報告を我々にしていたということで、規制活動に影響を及ぼしたということで深刻度を評価し、本件以外にほかに同事象がなかったということと、意図的なものではないということが確認できたということで、SLはIVということで評価しております。

(4)の継続案件でございます。4ページに行ってください、①の高浜3号機のSG(蒸気発生器)の水位計の指示値不良に伴う保安規定の運転上の制限の逸脱をはじめ、そこに記載の6件を継続案件としております。

なお書きに書いてあります、先期から継続案件にしておりました伊方3号機の一次冷却材中のよう素濃度の上昇につきましては、事業者の対応にもパフォーマンス劣化が確認されていないということから、検査事項には該当しないと判断しております。

「(5) 検査結果の報告書案に対する事業者からの意見聴取」でございます。指摘事項については、あらかじめ原子力規制庁のホームページで公開して、事業者からの意見を確

認しております。

関西電力の美浜、大飯、高浜で火災防護の件、先ほど御説明した火災防護の系統分離の件で、報告書の中で「火災防護対象ケーブルを収容する電線管の配置ルートの特定にはかなりの検討物量になることが想定された中」という表現を用いておりますけれども、今回の事象の原因は、電線管に対しては、窒息や火災影響評価により耐火壁を設置するのは不要として判断したということが原因であって、物量が起因したものではないということで、ここの記載を削除していただきたいとの意見が出ております。

これに対して我々原子力規制庁としては、検討段階で把握していたということは事実でございますので、記載の箇所を改めて、事業者が検討していた経緯を記載している箇所がありますので、そこに記載するというようにしております。

「3. 東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査」でございますけれども、まず、検査実施状況としましては保安検査を実施しております。4ページの下から5ページにわたって廃炉プロジェクトマネジメントを含めて6項目を検査し、検査指摘事項はなしとなっております。施設定期検査につきましては、第1四半期は実績はございません。

以上が実績でございますので、6ページに行ってください、チーム検査の年間計画を変更いたしましたので、御報告させていただきます。

左側の白抜きのところは、第1四半期、各検査ガイドに対する、実施した発電所と施設を記載しまして、実施の実績を記載しております。グレーのハッチングのところは第2四半期以降の計画でございますが、第2四半期以降、若干計画を変更しております。

まず、一つとしては、15番の品質マネジメントシステムの運用ということで、これは7月12日の原子力規制委員会で御了承いただいた、東京電力における原子力事業者としての基本姿勢遵守のための取組状況について確認を行うということで、第2四半期と第3四半期にそれぞれ柏崎刈羽発電所を追加しております。

そのほか赤字になっているところにつきましては、事業者からの時期の変更の申出だとか、我々の検査物量の配分等によって時期を変更したというものでございます。

こういったことで、第2四半期以降は規制検査、チーム検査を実施していきたいと考えております。

以上が第1四半期の規制検査の結果の報告でございます。

○山中委員長

御質問、コメントはございますでしょうか。

どうぞ。

○田中委員

一つ教えてください。検査継続案件が6件あるのですが、3ページの下を見ると「更なる事実確認等のため」と書いているのですが、具体的に、例えば、⑤の三菱原子燃料とか、⑥のJAEA（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）なんかについては、どのようなことで、今、事実確認中なのですか。

○木村原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門管理官補佐

核燃料施設等監視部門の木村でございます。

⑤⑥の三菱原子燃料ですとかJAEAのこの件については、実際に事象を検査官の方で見つけてから、実態としてどのような経緯でそうなっているのかですとか、その後の是正処置の状況ですとか、そういうものを含めて、今、事業者と現地の検査官の方で事実確認をしているということで、まだその報告の段階までは至っていないということで、現在、継続案件ということになっております。次回、第2四半期のこの報告のときには、恐らく改めて報告できると考えられますので、すみません、そのときにまた御報告させていただきたいと思います。

○山中委員長

いかがでしょう。

○石渡委員

今回、高浜に関する件が2件あるのですよね。3ページの7番の件が先ほどの議題の参考1の高浜の今までの制限からの逸脱の表に載っていない理由はどのような理由なのですか。

○小野原子力規制部検査グループ実用炉監視部門上級原子炉解析専門官

実用炉監視部門の小野でございます。

先ほどの議題1の参考1の下から四つ目に原子炉補機冷却水冷却器伝熱管漏えいという事象の記載があるかと思えますけれども、それが今回の資料の7番の事象に該当いたします。よろしいでしょうか。

○石渡委員

要するに、これは、だから、ずっと継続、令和4年度の第4四半期からの継続であると。

○小野原子力規制部検査グループ実用炉監視部門上級原子炉解析専門官

おっしゃるとおりでございます。事象が起きたのは第4四半期の事象でございますけれども、原因等を調査して、今回、第1四半期で指摘事項として上げた。前回、継続案件としていた事象でございます。

○石渡委員

そうですね。なるほど。ただ、そうすると、参考1の資料というのは、これはいつからそれが問題になっていたかという、いつ評価が出たかということが読めない構造になっているということですね。分かりました。

○高須原子力規制部検査グループ安全規制管理官（専門検査担当）

専門検査担当の高須でございます。

資料2の3ページの今御覧いただいている7番の表の中に、件名の中に11番という番号を打ってまして、これは下の方の欄外のところを見ていただくと、第4四半期から継続した案件ですということは分かるように表記させていただいているというところがございます。

○石渡委員

なるほど。この小さい脚注を読めばいいという、そういうことですね。

○高須原子力規制部検査グループ安全規制管理官（専門検査担当）

はい。申し訳ございません。

○石渡委員

分かりました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

3 ページ目の7番の高浜3号機の件なのですけれども、冷却管が漏えいしたこと自身は、これはよくあることだとは思うのですけれども、緑になった一番大きな理由というのは何でしょう。

○小野原子力規制部検査グループ実用炉監視部門上級原子炉解析専門官

実用炉監視部門の小野でございます。

この冷却器につきましては4台ございまして、通常は2台運転しております。ただ、事故時に4台要求がございますので、今回、1台を待機状態に隔離しましたのでLC0と。これによって、当然、事故時のリスク等を考慮すると、多少影響を受けたということで緑ということにしております。

○山中委員長

分かりました。

そのほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、本件は報告を受けたということで、議題2を終了いたしたいと思えます。

次の議題は「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務の実績に関する評価（原子力規制委員会共管部分）」です。

説明は、放射線防護企画課の新田課長からお願いいたします。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。資料3に基づいて説明させていただきます。

「趣旨」にございますとおり、こちらは量子科学技術研究開発機構、以下「QST」と呼ばさせていただきますけれども、令和4年度の業務実績の評価と第1期中長期目標期間の評価の決定について、付議するものでございます。

「概要」にございますように、前年度分の評価は毎年度実施していきまして、これが令和4年度分の評価、そして、QSTにおきましては、第1期中長期目標期間というのが平成28年度から令和4年度までだったということで、それが最終年度を迎えたということで、第1期中長期目標期間の業務実績の評価も併せてお願いするというものでございます。

3. にございますように、令和4年度の評価（案）は別紙1でございますので、これについて御決定いただきたいというものでございます。

評価（案）の作成に当たりましては、原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会量子科学技術研究開発機構部会の意見の聴取を行いまして、その結果、参考2につけておりま

すけれども、それを取り入れているものでございます。

4. は、同様に、第1期中長期目標期間につきましては、別紙2でございますので、これについて御決定いただきたいというものでございます。作成に当たっては、QST部会の意見聴取を参考3のとおり行っているというものでございます。

資料の2ページの「今後の予定」も御説明させていただきますと、この結果につきましては、主務大臣の文部科学大臣と原子力規制委員会からQSTと総務省の独立行政法人評価制度委員会に通知するとともに、公表するという予定にしているものでございます。

では、決定案について御説明させていただきます。

まず、別紙1、令和4年度の評価でございます。

まず、原子力規制委員会の評価（案）の文書の内容について、御説明させていただこうと思っております。資料の11ページからが原子力規制委員会の共管部分の一つ、評価単位「No.4 放射線影響・被ばく医療研究」となっております。

資料の12ページからがその評価の内容となっておりますけれども、この表でございますが、一番左が評価軸、左から2番目がQSTが記載しました主な業務実績等、その右はQSTの自己評価、そして、一番右が主務大臣による評価ということになりまして、この中に文部科学大臣の評価と原子力規制委員会の評価というものが記載されておりますので、原子力規制委員会の評価分について、確認いただければと思っているものでございます。

原子力規制委員会の評価を記載しているのは、13ページの一番右の欄の中段以降になります。

<評価すべき実績>を記載しております。放射線影響研究につきましては、動物実験によりまして、がんへの影響についての様々な要因を調べたとか、宇宙放射線の重粒子成分の低減化の遮蔽法など、結果は出しているといったことを挙げております。

その下の被ばく医療研究につきましては、アクチニドバイオアッセイ手法の迅速化、高精度化、次のページに移りまして、そして、バイオアッセイの国際相互試験でトップラボラトリーに選定されるといったことなどを実績として挙げております。

その下の<今後の課題>ですけれども、基礎研究の成果をヒトにおける対策にどう橋渡ししていくかが課題ということで、この分野についてリードしていくことが期待されるのか、二つ目のポツですけれども、結果について一目で判断できるような提示の工夫が必要である。また、Top 10%論文数などに着目した場合、それをもって成果が不十分ということにはならないので、指標の位置付けと示し方について考慮が必要ではないかということも挙げております。その下ですけれども、成果について、実装化につながる取組に期待するといったことを記載しているというものでございます。

次の評価単位、19ページからのNo.7になるのですが、その中の一部が原子力規制委員会の共管部分となっております。それについて説明いたします。資料22ページからの「公的研究機関として担うべき機能」という項目になります。この中で、原子力規制委員会の評価は、23ページ、一番右の欄の中段以降でございます。

＜評価すべき実績＞としまして、ほかに標準的なテキストがない中「被ばく医療診療手引き」を完成させて配布したことでか、三つ目のポツにありますように、基幹高度被ばく医療支援センターとして様々な取組をしているといったことを挙げております。

24ページに移りまして、＜今後の課題＞として、高度被ばく医療支援センターとのさらなる連携強化、あるいは作成したテキストなどの定期的な見直し、そして、現在の人材の把握、新たな人材育成、輩出の取組といったことを課題として記載しているものになります。

その次の項目は、26ページの「福島復興再生への貢献」という形になります。原子力規制委員会の評価は27ページの一番右の欄の下のところになります。

福島第一原子力発電所事故直後の住民の被ばく線量についての評価結果、そして、次のページに行きまして、北西太平洋堆積物中に検出されたプルトニウムが福島第一原子力発電所事故由来でないことを示したことなどを挙げております。

＜今後の課題＞も、研究成果について社会への貢献が一般の方々に伝わるよう、積極的に発信ということを期待したいということを記載しております。

29ページが「人材育成業務」という項目になります。30ページに原子力規制委員会の評価（案）を記載しております。

QSTのリサーチアシスタント制度につきまして高い評価を得ていること、eラーニングを活用して研修の回数を増加させていることなどを記載しております。

＜今後の課題＞といたしまして、リサーチアシスタントとして受け入れた研究者の当該分野への定着状況の把握についても努めてほしいとか、多様なキャリアパスを創出していただくことを期待しているというようなことを記載しているというものでございます。

続きまして、別紙2の第1中長期目標期間の評価の方も御説明させていただければと思います。こちら原子力規制委員会の共管部分の関係箇所について御説明させていただけたらと思います。

資料の46ページから「No.4 放射線影響・被ばく医療研究」という項目になりまして、50ページに原子力規制委員会の記載がございます。

こちらの表の様式なのですが、先ほどと変わりが、一番右が今回決定いただくというもので、右から2番目は、昨年度に行いました終了時の見込み評価、終了1年前に終了時点を想定した評価等を行っておりますので、その結果、昨年度に出した結果を記載しているというものになります。

一番右の評価（案）ですけれども、放射線影響研究につきましては、発がんリスクに関する様々な要因解明等の研究を行ったことなどを挙げている。それを国際的な放射線防護の関連組織に情報提供を行ったことなどを挙げております。

51ページに行きまして、被ばく医療研究につきましては、基礎研究からの技術の実装の各段階における成果として、乳幼児用の甲状腺モニタとか、機械学習を用いた染色体自動解析のモデルの構築などを挙げております。

51ページ下の方の〈今後の課題〉ですけれども、QSTにしかできない被ばく線量評価手法の技術開発・高精度化を広めることと普及させること、52ページに移りまして、放射線影響、防護の課題解決のために、様々な分野・機関と連携して中心的な役割を果たすことが期待されるなどといったことを記載しております。

次の評価単位7につきましては、58ページからになっております。この中で64ページ以降の「公的研究機関として担うべき機能」の「原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能」というところが原子力規制委員会の関係のところになりまして、68ページからに記載になります。

この中で〈評価すべき実績〉として、研修回数につきまして増加させて、質の改善を行ったこと、あるいは海外被ばく医療連携事業の強化とか、被ばく医療と線量評価などの各種事業について成果を出していること、オールジャパンの専門人材の育成などなどの取組について、実績として挙げております。

〈今後の課題〉のところですけれども、オールジャパンの次世代リーダーの育成の加速、国際的な活動、アカデミアや社会をつなぐ活動を更に充実させることなどを課題として記載しておるといふものになります。

72ページが「福島復興再生への貢献」という項目になります。原子力規制委員会の記述は75ページになります。

一番右の下のところですか。これも近隣住民の初期内部被ばく線量推計の結果とか、76ページに移りまして、環境中の放射性物質の解析・分析の結果などを実績として挙げているということになります。

〈今後の課題〉ですけれども、研究の成果と、住民を意識した取組や社会還元となる成果になることを期待するとか、住民や国民、社会に向けて、より多くの科学的に正しい知見を発信していくことなどを挙げております。

その次の項目「人材育成業務」につきましては、80ページからになるのですが、原子力規制委員会の関係部分は83ページからになります。

〈評価すべき実績〉は、QSTリサーチアシスタント制度などの実績を挙げております。また、84ページに移りまして、社会のニーズに合った人材育成業務の実施、研修回数が計画を上回ったこと、そして、原子力人材育成等推進事業費補助金において様々な取組を進めたことを評価するといったことを挙げております。

〈今後の課題〉でも、知見や技術の継承は重要な課題なので、QSTに最も期待される役割である課題である、85ページに行きまして、QSTにおいて若い世代が当該分野へ定着するような取組を進めてほしい、QSTの将来を担う人材の育成方針を明確にして、計画を立てて取組を進めてほしいという趣旨のことを記載しているというものでございます。

こういった実績と課題をまとめて評価（案）としているものでございます。

評定につきまして、全体をまとめたものを参考4と5につけております。資料の97ページが令和4年度の評定案になります。これは原子力規制委員会の共管部分だけを抜き出し

たものになりますが、この表の一番左がQSTの自己評価、そして、文部科学省の評価結果、右から3番目が原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会の評価結果、右から2番目が今説明しました評価に基づいた評定案ということで、文部科学省と原子力規制委員会がまとめた評定案、主務大臣による評価というのを一番右の欄にしてあります。

今回、原子力規制委員会の共管部分につきましては、A評価にしておるといものがございます。

98ページの第1期中長期目標期間の評価結果の評定案についても同様でございます。原子力規制委員会の共管部分につきましては、いずれもA評定案としているといものがございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○山中委員長

御質問、コメント等はございますか。

どうぞ。

○田中委員

まず、評価は適切なものだと考えます。

それで、また、別紙1、別紙2のところにも今後の課題、改善事項というのが幾つか書かれていますけれども、結構重要なものだと思いますし、また、別紙1関係では、例えば、人材育成とか、社会や地域住民に向けての積極的な発信とか、リサーチアシスタント制度、キャリアパスのこと、結構重要なことが書かれていると理解いたしました。

1個教えてほしいのですけれども、別紙1の19ページの表の下から四つ目のクロスアポイントメント制度、これは何なのですか。人数が初めは1、1だったのだけれども、わっと大きくなって昨年は56とかになっているので、これが何なのか教えてください。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

これはQSTとほかの研究機関、大学等々の組織との両方で研究とかに携わる人の数ということでございますが、令和元年度で増えた理由については、ここでは把握しておりませんけれども、ここは評価単位7全体としては、原子力規制委員会に関わる部分以外でも、人材育成はそうですけれども、ほかにも研究の推進の分野とかということがありますので、そういうものを含めた指標としてここに記載されているものがございます。令和元年度の増加の理由は今は把握しておりません。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○伴委員

QSTは元々非常に幅広い内容を扱っている組織ですけれども、我々の共管部分だけを見ても、やはり放射線防護、それから、被ばく医療に関する研究、かなり地道な内容も含まれますけれども、それをしっかりやってくださいということをごちからお願いしていて、

更に、基幹高度被ばく医療支援センターとして原子力災害医療のリーダーシップをとってくださいます。また、長期的な視点で人材も育成してくださいねと、いろいろなことを要求しているのですけれども、それぞれ精力的に取り組んでいただいていると思っています。ですから、今回の評価は、単年度としても、それから、一つの中長期としても適切なものと考えています。

それから、今回、QST部会に関しては、評価委員の先生方が総入れ替えになっていましたよね。3人の先生が新たに就任されたのですけれども、非常に丁寧に見ていただいて、適切なコメントを頂いたと思います。この場を借りて感謝申し上げます。

○杉山委員

評価内容というより評価の方法に関する質問なのですけれども、ちょうどこの後の議題でJAEAに関して評価の報告がありますけれども、JAEAの方は中長期目標期間が令和4年から新しい期が始まっていて、その期からは共管部分の評価は原子力規制委員会側だけで行ったと聞きました。

今、こちらは、もちろん今までの流れがあるので、急に変わるということはないのでしょうけれども、共管部分を文部科学大臣と原子力規制委員会の双方で併記して、恐らく補助評定などは両方を考慮してAとか決めてあるのだと思います。このスタイルというのは次期中長期目標期間でも同じなのでしょうか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

QSTの次期中長期目標期間の評価単位につきましては、今のように、例えば、今の評価にありましたNo.7の中が少し補助評定の一部分だけとかがあったのですが、そういうことはなくなりまして、評価単位一つをまとめて原子力規制委員会の共管部分としております。なので、評価としては評価単位の部分だけを見ればよいという形になります。

ただ、それは共管部分なので、文部科学省と原子力規制委員会の共管という形になりますので、ただ、その評価を具体的にどうするかというのは、まだこれから、今年度に始まったところなので、その評価は来年度になりますので、そのときにどうするかという話、具体的なところを文部科学省と相談しているわけではありませんけれども、いずれにせよ、今のような補助評定みたいな、そのようなややこしいものはなくなる予定にしております。

○杉山委員

ありがとうございます。

JAEA側は共管部分というのが活動に対してではなくて、組織で割と線が引きやすいというところがあって、だから、例えば、人材育成といっても、その部門の人材育成を我々の側だけで評価できるとか、そういったところがあって、必ずしもQST側で同じことができるとは思っておりませんが、そこは適切な方法を御検討いただきたいと思います。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

来年度に実際に評価することになりますので、その手続については、文部科学省ともよく相談したいと思います。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○石渡委員

一つ質問なのですが、別紙1の通しの14ページに、原子力規制委員会の共管部分、所掌する事項に関する評価ということで「今後の課題・改善事項等」とあって、その最後に「宇宙放射線被ばく低減材の開発」ということが載っていて「宇宙船材料としての実装化につながる取組に期待する」と書いてあるのですよね。これは部会の先生の御意見をそのまま書いてあるような感じなのですが、これというのは原子力規制委員会の所掌事項なのですか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

所掌事項というか、共管部分ということで「放射線影響・被ばく医療研究」という単位で原子力規制委員会の共管部分になりますので、その分野での実績としてQSTが挙げられたものでございますので、その分野へのコメントといったこと、それは原子力規制委員会の対象外ではないと考えています。おっしゃるとおり、審議会の部会の委員からコメントを頂きましたので、それを挙げているという形になります。

○石渡委員

例えば、宇宙船の乗組員の被ばく、それから、あるいは航空機のパイロットとか客室乗務員の被ばくというのは、これは原子力規制委員会として所管している事項なのですか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

所管ということがどういう趣旨かというのはなかなか難しいかと思いますが、放射線による被ばくを低減するという観点での研究成果があって、それが実装化につながるということでは、原子力規制委員会の目的といいますか、放射線影響をなるべく減らすといったところにはつながることかと思いますが、全く外れるものではないと思ひまして、この案には取り入れてもよいのかなと思っております。

○片山長官

長官の片山でございます。

宇宙船の乗組員の被ばくですとか、あるいは航空機の乗務員の被ばくについては、たしか放射線審議会で議論されて、ガイドラインみたいなものができていると承知しています。したがって、原子力規制委員会が何か直接規制しているわけではないのですが、原子力規制委員会が所掌している放射線審議会がそういう基準の斉一化の観点からそういうガイドラインを示しているという関係になっていますので、全く原子力規制委員会の所掌

外というわけではないかとは思いますが。ただ、非常に間接的だというのは、石渡委員が御疑問を抱かれているとおりであります。

○石渡委員

分かりました。だから、間接的に所掌しているという感じだということですね。分かりました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

伴委員が発言されたように、QSTというのは、非常に多岐にわたる分野、特に原子力災害医療、これに対する対応の準備、これを含めて、福島再生復興への貢献といったいわゆる具体的な医療への対応準備とか、あるいはそれに対する貢献というところで非常に大きな寄与をしていただいておりますと同時に、放射線防護に関する最先端の研究についても、きちんとやっていただくというのが使命であります。そういった意味で非常によくやっていただいているなと思っています。

特に人材育成では、次世代リーダー育成、これについては外部の先生方も高く評価していただいておりますし、よくやっていただいているかなど。次の中期計画の期間内で更にその分野が広がっていけばいいなと私も思っているところです。

今回の評価で少し驚いたのが、大学の学生さんをRA（リサーチアシスタント）で雇用しているという、これは以前からこういう活動をやられていたのでしょうか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

以前というのは、すみません、どこまで追えるかは分かりませんが、しばらく前から制度はあったと思います。令和4年度につきましては、41名が来られたという形で実績が上がっているということになります。

○山中委員長

その辺りのRAの経費なんかも原子力規制庁がサポートをしているという、そういうことになるのでしょうか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

この費用につきましては、原子力規制委員会の方から出しているというものではございません。あと、また、ちなみに、QSTのリサーチアシスタントの細則というのは平成28年に最初にできておりますので、恐らくその頃から、第1期中長期目標期間にかぶりますけれども、あったと思います。

○山中委員長

特に大学の若手の学生さんに対するそういうサポート、あるいは一緒になって研究するというのは非常によい試みかなと思いますし、それなりの人数を雇用されているようなので、少し驚きました。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、別紙1、別紙2のとおり、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の令和4年度における業務の実績に関する評価、及び第1期中長期目標期間における業務の実績に関する評価を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

それでは、そのとおり決定させていただきます。

以上で議題3を終了いたします。

次の議題は「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の令和4年度における業務の実績に関する評価（原子力規制委員会共管部分）」です。

説明は、技術基盤課の永瀬総括官からお願いいたします。

○永瀬長官官房技術基盤グループ技術基盤課規制基盤技術総括官

技術基盤課の永瀬です。資料番号4に基づいて説明いたします。

2. に書きましたように、また、山中委員長から御紹介がありましたように、原子力機構の前年度分の業務実績に関する評価の原子力規制委員会共管部分でございますけれども、こちらを毎年度実施しております。本年度は令和4年度における業務の実績を評価することになります。

今回、原子力機構より提出された自己評価書を踏まえ、主務大臣による原子力機構の令和4年度における業務実績に関する評価（案）（原子力規制委員会共管部分）の抜粋を別紙1のとおり作成いたしましたので、この内容について御議論いただき、決定いただきたいと存じます。

なお、評価（案）の作成に当たりましては、審議会、いわゆるJAEA部会を開催いたしまして、先生方から御意見を頂き、それを参考に評価書を作成しております。

今後の予定でございますけれども、本日決定いただきましたら、速やかに文科省に提出し、文科省が各主務大臣から集めた評価結果を取りまとめ、その後、原子力機構及び総務省に通知し、更に、公表することとなっております。

3 ページを御覧ください。今回、御決定いただきたい評価書の案でございます。

まず、別紙1を使って構成を説明したいと思います。

最初の4ページはフォーマットでございまして、責任者、あるいは評価のための基礎データを示しております。

更にページをめくっていただき、8ページ以降は評価書の本体となります。左から評価軸と指標、それから、JAEAが行った、あるいは報告した主な業務実績と、それから、自己評価の結果、そして、一番右側が主務大臣による評価となります。

なお、今年度から、本分野につきましては、原子力規制委員会のみが評価することになっております。

また、評価結果は、顕著な成果があったとして、JAEAの自己評価どおりA評価としたい

と思いますが、評価書におきましては、各指標軸について評価を与えるのではなく、今年度よりAとなる理由のみを評価書に示すこととなっております。

以降、評価の内容について説明したいと思いますが、別紙1はちょっと字が細かく込み入っていますので、参考資料を使って説明したいと思います。ページ30を開けていただきたいと思います。

参考1につきましては、中長期計画とそれに対応する評価軸について示しております。先ほど申しましたけれども、評価軸全てについて評価を行っておりますけれども、評価書におきましてはAとなる理由のみを示しておりますので、ここで全ての評価軸を確認していただきたいと思い、参考1をつけております。

評価軸につきましては、参考1に示しますように、六つの評価軸を設定しております。組織の区分、実効性・中立性が一つ目、それから、安全を最優先した取組を行っているか。それから、三つ目、四つ目、五つ目につきましては、原子力安全行政に対する技術支援とそのための安全研究に関する指標軸となっております。それから、六つ目の軸につきましては、原子力防災等に関する成果や取組が関係行政機関のニーズに適合しているかなどが評価軸となっております。

これらの評価軸及び指標に基づき、次の参考2におきまして評価の結果を説明したいと思います。33ページの参考2を御覧ください。

参考2にまとめました内容は、別紙1の評価書からそのまま抜き出したものでございます。今回、原子力規制委員会としての評価は、先ほど申しましたようにAとしたいと思います。

評価に至った理由は、国際的に高い水準で研究成果を上げるとともに、国が行う原子力施設等の事故・故障の原因究明に対する支援を行うなど、原子力安全規制行政に対する技術的支援及びそのための安全研究並びに原子力防災に対する技術的支援に関して、顕著な成果の創出や将来的な成果の創出への期待が認められるためでございます。

この評価の基になる具体的な成果は、以下のとおりになります。

一つ目、高いインパクトファクターの雑誌への投稿を含む83報という多くの査読論文が発表されております。このうち7件につきましては、論文賞を含む表彰を受けています。特に動的リスク評価、いわゆる動的PRA手法の開発、それから、反応度事故条件下におけます燃料からの核分裂ガス放出に関するデータの取得、それから、原子炉压力容器の破損確率評価手法の開発などは顕著な成果として認められます。また、1F（東京電力福島第一原子力発電所）事故調査分析への貢献、発電炉の配管におけるSCC（応力腐食割れ）亀裂発生に関する分析や評価、これらの結果を報告したことも高く評価できると考えております。

次のページになりますけれども、原子力規制庁との人材交流や合同研究報告会及び5件の共同研究の実施など、機構職員と原子力規制庁の若手研究者に対する人材育成のための取組も行われております。

原子力防災に対する技術支援につきましては、24時間体制で緊急時対応体制を維持する

とともに事態発生時の対応を行っており、指定公共機関としての役割を果たしていると評価できます。

また、確率論的事故評価コード（OSCAAR）の改良に取り組むとともに、OSCAARを活用した研修等の実施、原子力災害対策を支援するツールに活用するなど、専門的・技術的知見を活用して原子力防災体制の向上に貢献しています。

評価結果に加えまして、原子力規制委員会として今後の課題を幾つか挙げております。

一つ目は、安全研究につきましては、規制ニーズと課題対応型の研究が行われておりますけれども、それに加えまして、先進・先導的な研究をバランスよく実施し、原子力安全に関する新知見を見逃さないために、今後もそういった先端的な研究も含めて網羅的に研究を行ってほしいと考えます。

また、投稿論文はそこそこの数がございますけれども、更に論文投稿、外部発表を高いレベルでやっていただくために、意識改革も含めた若手研究者の人材育成に一層取り組んでほしいと考えます。

三つ目でございますけれども、研究費及び人材に関しましては、確保してほしいという原子力規制委員会の要望に沿って一定レベルを確保していただいておりますけれども、昨今の原子力発電分野の情勢を考えまして、更に幅広く、それから、長期的な視野を持って研究できる環境を整備してほしいということで、外部資金を利用して研究環境を改善し、より質の高い成果の創出につながるような、人員を含む研究資源の増強に取り組んでほしいとしています。

それから、原子力災害時のオフサイト対応におきましては、防護措置の判断に資する技術的知見を踏まえた情報を適切に提供することを期待する。情報には、事前に準備できるもの、災害時の事態の進展に応じて必要となるもの、多様なものが想定されるが、オフサイト対応者のニーズを踏まえて支援を行うことが望まれる。

原子力災害時の防災措置の判断を技術的に支援する中核人材の確保が課題となっており、機構においても技術的な基盤を固めて災害対応をリードし、事態に応じた的確な意見を示すことができる人材の育成に向け、教育、経験を積むための取組を進めることを期待するという、今後の課題といたしますか、原子力規制委員会としての期待を示しております。

なお、その次の参考3は、JAEA部会で先生方から頂いた意見を取りまとめたものでございます。

参考4は、評価のS、A、B、C、Dの基準でございます。

参考5、最後のページになりますけれども、こちらはJAEAから提出された安全研究のための予算と人員の確保に関するデータでございます。

以上で説明を終わりにします。

○山中委員長

質問、コメントはございますか。

○田中委員

まず、評価は適切なものだと考えます。

また、今後の課題について重要なことが書かれていますが、1個目のところで今後も先端的かつ網羅的に安全研究を実施すべきであると。重要なのですけれども、網羅的というのは、どういう範囲まで網羅的と考えるのかは人によって違うので、今後、どのような安全研究がJAEAとして大事なのかも皆さんでよく考えていただいて、本当の網羅的な安全研究をやっていくことが大事かと思えます。

以上です。

○永瀬長官官房技術基盤グループ技術基盤課規制基盤技術総括官

ありがとうございます。基盤課の永瀬でございます。

先端的研究は、若い人たちが取り組むような研究も含めてということでございますけれども、どうしても研究者というのは狭いところに入っていく傾向がございますので、規制の観点からは抜けとか欠けが生じることは危険でございますので、そういったところにもきちんと目配りできるような幅広い研究を行ってほしいということでございます。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○杉山委員

今回、ピックアップしていただいた顕著な成果のそれぞれに対して、適切に評価していただいていると考えております。

その上で1点コメントなのですが、通しページ35ページの頂いた御意見、このページの一番下のところで査読付き論文を増やしたいと。そのために、受託研究との両立という意味で「受託業務報告書の記載ぶりなどを工夫」、これは何を言っているかといったら、要するに、受託報告書に書き過ぎるなということですよ。つまり、オリジナリティを論文に持たせるために生データとかを掲載しても、考察などは余り書くなと。

これはJAEAが論文を出しやすくするためのアドバイスとして委員から頂いた意見ということは分かるのですが、委託している我々の立場からしてみたら、委託報告書で手を抜けばと言われているようで、なかなかこれに対して肯定的にはなりづらくて、一方で、ちょうど前のページの今後の課題の3ポツ目で外部資金を利用してということがあって、JAEAの安全研究・防災支援部門における外部資金というのは、ほとんどが原子力規制委員会からの委託事業だと理解しております。

先ほどの話とつなげると、なかなかやはり半分は原子力規制委員会の身内であるJAEAの安防部門に対して、委託研究という形式はそぐわないところもあるということが実はこのミスマッチの理由になっていると思っております。それに対しては、既に外部資金の渡し方と言うと変ですけれども、委託研究ではなくて補助金を検討されているということは承知しております。そういうことを踏まえた書きぶりになっていると理解しております。

つまり、ここはJAEAに対して期待すべきことを書いてあると同時に、我々としてもこれを支援するような取組をしているということも中に含まれていると理解しておりますので、

そういった活動を引き続きよろしく申し上げます。

○永瀬長官官房技術基盤グループ技術基盤課規制基盤技術総括官

基盤課、永瀬です。ありがとうございます。

杉山委員が言われたとおりでございます。受託報告書を余り書き過ぎるなというのは、書き足りないという、そういった方向に振れ過ぎるのもいかなものかと思っておりますので、やはりバランスというか、程度問題が必要かと思えますし、書き切れなかった生データ等につきましては、論文できちんと出てくれれば、トータルで原子力規制庁、原子力規制委員会が使える情報になるのかなと考えます。

あと、研究の進め方というか、やり方なのですけれども、確かに委託だけで研究を行うというのは偏っておりまして、委員が言われた補助金を使った事業とか、あるいは共同研究を活用して、両者がハッピーな形で研究できればなど我々も考えております。

以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○伴委員

評価軸の中で安全を最優先とした取組を行っているかというのがあって、その中で安全文化とかが出てくるのですけれども、ここに一種の違和感を覚えていて、つまり、評価対象となっているのは安防部門（安全研究・防災支援部門）で、正に研究とかがきちんと行われているかどうか、あるいは指定公共機関としてきちんと機能しているかどうかというところでこういう評価軸が設定されているというのは、あれっとかエスチョンマークがつくのですよね。

それで、では、ここで言っている安全文化、別にJAEAに安全文化は必要ありませんと、そんなことを言っているわけではないのですけれども、ここで言っている安全文化というのは何なのだろうと。何が行われていけばいいのだろうと。その辺りはどう捉えればいいのですか。

○永瀬長官官房技術基盤グループ技術基盤課規制基盤技術総括官

技術基盤課、永瀬です。

ここだけを切り出して見ると、確かに伴委員がおっしゃるように違和感があるのですけれども、規制行政を支援してくれる組織、あるいは安全研究をやっている組織というのは非常に特殊でして、組織的には区分されているのですけれども、事業者でもあるJAEAの中の一部の組織であると。

実際、安全研究センターは原子力科学研究所というJAEAの土地の中にあるということで、ほかの部門と同じように施設等を持っていますので、安全に留意して研究を進める必要があるという一面がございまして、同じ評価軸が全ての研究部門に入っていたかと思えます。そういった意味で、まず、これが置かれているという、そういった事情でございます。

また、加えて、研究者は特に安全性に強く関わる方々ですので、更にそれを意識した安全文化に関する活動をしていただきたいなどは考えておりまして、それをお願いしているところです。

○伴委員

ありがとうございます。

あと、それから、もう一点、参考2の34ページの下から2番目のところに「オフサイト対応者のニーズを踏まえて支援を行うことが望まれる」というのがあって、これは本当にそのとおりだと思っています。JAEAも自分たちにできることを精いっぱいやりますと意思表示をしてくださっているのですが、現実はこのニーズを我々が示せているのかというのは、ちょっとそこは考える必要があるかなと。

例えば、モニタリングに関しては、かなりかみ合った議論が行われていると思いますけれども、それ以外のオフサイト対応側のニーズというのは何なのだろうというのは、まだかみ合っていない部分があるような気がしますので、これはやはり原子力規制庁側が、しっかりこういうニーズを持っているというのを明確に示す努力が今後必要かなと思います。これはコメントです。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

伴委員のコメントを踏まえまして、こういった観点でニーズを示すといったことは、今も検討は進めておるのですが、なかなか網羅的にはまとまっていないのですけれども、検討を進めてJAEAの方にしっかり伝わるようにしていきたいと思っています。

○山中委員長

どうぞ。

○石渡委員

一つ申し上げたいのは、部会の御意見の通しの36ページ、評価軸⑥というところの1番目に「実際に発生した震度5弱の地震時においても、適切に対応できたことは評価できる」と書いてあるのですけれども、ただ、震度5弱の地震というのは、普通はほとんど被害がないのですよね。5強になるとそれなりに被害が出ますけれども、5弱の震度で何か大きな被害が出たという、それ自体が問題だと思うのです。

これに適切に対応できたということで評価ができるかと言われると、これはここに書くほどのことかなという感じがするのですけれども、震度5弱というのは、これは最大震度のことを言っているのですか。それとも、福島ではなくて、これはJAEAですから茨城県ですよね。そこでの震度のことを言っているのか。これはどちらですか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

福島第二原子力発電所の周辺での震度5弱の地震のときに、JAEAとして緊急時の体制をとったという、そういうことを記載しているというものでございます。

○石渡委員

では、適切に対応できたというのは、要するに、福島が震度5弱になったので、それに対するJAEAとしての対応をきちんとやっただけと、そういう意味だということですね、これは。自分のところで震度5弱の地震が起きたというわけではないということですか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

はい。そうございまして、原子力施設に万が一があったときの対応をとるために、震度5弱のときに、JAEAとして要員の収集とか、連絡体制をとったとか、そこができたということに記載しているというものでございます。

○石渡委員

分かりました。とにかく震度によらず、震度によらずというか、5弱以上でそういう体制をとるということになっていると思いますので、そういう意味だということで理解しました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

私も評定Aで結構だと思います。TSO（技術支援機関）としての役割ですとか、あるいは研究のレベルをこの数年間見させていただいていますけれども、かなりレベルも上がってきていますし、役割もかなり果たしていただいていると感じています。

その上で、どこまでレベルを求めるのかというのは、原子力規制委員会としても考えていけないといけないのかなと。1人1報、かなりレベルの高いところで論文を書かれているという状態まで来ているのだけれども、更に高いレベルのものを求めるのか、あるいは中身を求めるのかということだと思うのですけれども、コメントいただいていますように、私は、どちらかというところだと、もちろんレベルは高い方がいいのですけれども、中身をきちんと考えて研究を進めるべきかなと思いますし、規制機関との連携というのも十分考えた上で研究業務をやっていただくというのが重要なことだと思います。

その上で、外部資金の活用というのがコメントとして外部の先生方からも頂いているのですけれども、この外部資金というもののメインは原子力規制庁からの資金と考えていいのですか。

○永瀬長官官房技術基盤グループ技術基盤課規制基盤技術総括官

基盤課、永瀬です。

この外部資金の獲得に関する議論はたしか昨年度から出ておまして、先生方のお考えとしては、この予算で十分できているのかという問題意識から出ておまして、より多くの予算を獲得して研究の幅を広げるべきだということ、そんな先生方の意見が昨年度出ました。恐らく、今年度の先生方の意見も同じ考えを基に出されたものと理解しております。

したがって、やることはいろいろあるだろうと。より多くの予算を持てば、もっと幅広くできるのであれば、それに組み込んでいきなさいという、そういう御指示かと理解

しております。

○山中委員長

杉山委員、どうですか。

○杉山委員

外部資金といったときに、現実問題、中立性を維持しながらということを見ると、どんな公募にでも応募できるかという、そうはいきません。具体的に言いますと、科研費のような中立性の明らかな研究募集であれば、もちろんそれは応募できますけれども、経済産業省が支援しているようなもの、あるいは民間の事業者がスポンサーになっているようなものは、当然ながら応募できません。そうすると、結果的に原子力規制委員会との関係が一番大きくなっていくというのは、やむを得ないといえますか、自然な流れだと思っております。

評価委員から頂いている外部資金を活用というところが、そこまでもちろん踏まえたものだとは思いますが、その上で、更に中立的な予算獲得を頑張りなさいという趣旨なのかどうか、私も多少疑問を感じておまして、そこは直接意見を聞いている基盤課に御判断いただきたいところもあります。

○永瀬長官官房技術基盤グループ技術基盤課規制基盤技術総括官

基盤課、永瀬です。

先ほども申しましたように、昨年度からこの御意見が出て、結局、1年間、科研費等を受け取ることではできなかったということでございますので、そういうことを踏まえれば、原子力規制庁からできるだけ予算を配賦して、いろいろな研究をやってもらおうということになるかと考えます。

○山中委員長

私も同じような問題意識を持ちました。本当に中立的な外部資金を取ることが可能なのかどうか、あるいはそれに対する努力を求めるのかどうかということについて、十分現場とコミュニケーションをとっていただいて、考えていただきたいなという。これは研究レベルをどこまで求めるかということと共通だと思うのですが、やはり現場の方とのコミュニケーションはよくとっていただければと思います。

○杉山委員

ちょっと蛇足なことを申し上げますと、科研費のようなものは、やはりJAEAの中でも安全研究・防災支援部門以外ももちろん欲しい予算です。そうすると、JAEAの中で取り合うときに、他の部門から見ると、安防部門は原子力規制委員会、原子力規制庁という非常にぶつといスポンサーがいて、それなのに俺たちのパイを一緒に食ってくるなみたいな、そういう感情があることは事実です。それを踏まえた上で、あえて取りに行くかどうかということかと思っております。

○山中委員長

外部の先生方はそういう意識なのでしょうけれども、そこはやはり現場の研究者とよく

コミュニケーションをとりながら、目標設定をしていただければと私は思うのですが。

○石渡委員

先ほどの地震の件なのですけれども、去年の3月16日に宮城、福島県沖で大きな地震があって、これの最大震度が震度6強なのですよね。非常に強い地震で大きな被害があった。新幹線が止まったりしたわけですよね。

ですから、ここで震度5弱ということを用いると、これは最大震度ではなくて、一番考えやすいのはJAEAの施設の話だととられると思うのです。だから、そこところは、最大震度は6強で非常にマグニチュードの大きな地震だったわけですから、そこところは先生がおっしゃったとおりを書くのではなくて、事実をきちんと書くということの方が私は大事なのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

先ほど言いました震度5弱ですけれども、これは令和4年10月21日に発生した地震の対応のことを記載してあるというものでございます。これは令和4年度の実績なので、昨年3月は前年度の令和3年度の実績の方になるので、それで、令和4年度にはそれは入っていない。今、石渡委員がおっしゃった地震の対応は書いていないのかなと思います。

○石渡委員

そうですか。要するに、去年4月から今年3月までの1年間に起きた地震ということですか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

はい。令和4年度の実績なので、4月から3月と理解しています。

○石渡委員

そうですか。分かりました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、別紙1のとおり、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の令和4年度における業務実績に関する評価を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

それでは、そのとおり決定させていただきます。

以上で議題4を終了いたします。

最後の議題は「令和4年度実施施策に係る政策評価及び今後の政策評価の在り方」です。

説明は、竹内政策立案参事官からお願いいたします。

○竹内長官官房政策立案参事官

長官官房の竹内から、資料5について御説明いたします。

すみません。説明に入ります前に、資料5の日付が令和4年となっておりますところ、申し訳ございません。5年の誤りでございますので、訂正いたします。

では、内容に入ります。

「1. 趣旨」でございますけれども、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、こちら原子力規制委員会の政策評価を行いましたので、ここに三つあるポツの文書の決定について、お諮りするものでございます。また、政策評価懇談会での有識者との議論についても御報告いたします。

では、2. の政策評価に関するものでございますけれども、原子力規制委員会の令和4年度の業務計画につきましては、自己評価を行いまして、本年3月に原子力規制委員会のマネジメントレビューを受けております。そのマネジメントレビューの結果につきまして、先月7月21日の政策評価懇談会におきまして有識者から御意見を頂きまして、別紙1、別紙2のとおり整理したものでございます。

別紙2につきましては、マネジメントレビューの結果を踏まえた内容で、有識者の御意見の結果を踏まえても、変更はございませんでした。また、別紙1につきましては、別紙2の概要を示すものでございますので、政策評価懇談会での御意見というのは、別紙1の概要に対する表現ぶりについての御意見でしたので、それを踏まえて整理したというものでございます。内容につきましては、マネジメントレビューの結果と変わりませんので、説明は省略いたします。

次に「3. 法令改正に係る規制の事後評価」でございますけれども、こちらも法に基づきまして、法の施行後5年から10年の間に有効性、影響の評価を行うことが求められておりますので、別紙3のとおり整理しておりますけれども、その対象といたしましては、ポツにありますように、新検査制度、それから、RI法（放射性同位元素等の規制に関する法律）の改正を行っておりますけれども、その分のうち、RI法の廃棄物を原子炉等規制法でも扱えるようにしたといった部分につきまして事後評価を行っております。実際、適用事例はございませんけれども、今後、RI法の廃棄物を炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）下で管理できると、取り扱うことができるということで、必要のあったものであるという評価結果としております。

「4. 政策評価懇談会における政策評価の議論」でございますけれども、これは令和7年度から次期中期目標・計画を策定することが決まっておりますので、政府の政策評価審議会におきまして基本方針が見直されました。それを踏まえまして、政策評価懇談会におきまして原子力規制委員会の政策評価の在り方について議論を交わしております。

その中で有識者から頂いた御意見の中には、形式的な評価を行うというよりは、実際、現場に即した評価、政策決定にそのまま活用できるような評価を目指すべきといった、評価の質の向上を目指すべきといった御意見がございました。

これは、本日、この内容について御議論をいただくものではございませんけれども、今後の次期中期目標・計画の策定に当たって、こういった頭出しをさせていただいたもの

でございます。

最後に「5. 今後の予定」でございますけれども、前半に申し上げました別紙1から別紙3につきましては、本日、原子力規制委員会で決定いただければ、総務省に送付するとともに、ホームページで公表したいと考えております。

また、後段の4.の部分の政策評価懇談会での意見を踏まえた政策評価の今後の在り方、方法につきましては、今後、事務方で検討いたしまして、改めて原子力規制委員会で御議論いただきたいと思いますと考えております。

説明は以上でございます。

○山中委員長

御質問、コメントはございますか。

どうぞ。

○田中委員

まず、令和4年度の実施策に係る政策評価は、7月の政策評価懇談会での意見を踏まえて整理したものであるということは理解いたしました。

一つ、規制の事後評価なのですが、先ほど竹内参事官から話がありましたけれども、RI法を改正して、RI廃棄物の特例も書かれているのですけれども、74ページのところの考察にもございますが、まだ適用例はないのだけれども、一元化することで合理的に廃棄が可能となるということで、当該規制の必要性は認められるというような考え方が書かれていまして、私としても適切なものだと考えます。

以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。特にございませんか。

どうぞ。

○杉山委員

この令和4年度の自己評価に関しては、令和5年3月にこの原子力規制委員会の場で議題に上がって、そのときの段階のものは一通り見させていただいております。今回、政策評価懇談会における意見を踏まえて、大きく変わった部分はそうそうないと思っておりますけれども、この意見を反映して、追記なり、変えた部分というものの代表例があったら御紹介いただけますか。

○竹内長官官房政策立案参事官

原子力規制庁、竹内から御説明いたします。

懇談会での御意見は通しページの79ページにございますけれども、こちらの内容は原子力規制委員会での議論の内容に関する意見とかが主なものでございまして、御意見としては、別紙1の政策評価結果の概要のところの表現ぶりが分からないという、意味が少し分からないというところがありまして、その代表的なものとして御紹介しますと、4ページのところに政策評価のフローを記載しておりますけれども、右側のところに「評価フロー」

を括弧書きで追記しました。

これはどういう御指摘かという、これは原子力規制委員会による自己評価という形が原子力規制庁による評価のようにも見えるので、どういう手続を取っているのかということを確認にした方がよいという御意見がありましたので、4ページのところの右側のピンクの四角のところの括弧書きの（評価フロー）というのは、まずは原子力規制庁が自己評価を行いまして、マネジメントレビューを受けて原子力規制委員会による評価になっているということを示したというものが、あと、5ページの括弧書きのところの書き方が、達成度合いの評価結果と内訳の数との関係が分からないとか、そういったところの御意見があったので、それを適正化したということでございます。

したがいまして、別紙2、原子力規制委員会で一度御決定いただいているものにつきましては、変更はございませんでした。

以上です。

○杉山委員

ありがとうございます。

○山中委員長

そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これまでも御議論いただいておりますし、外部の委員の方とも意見交換をさせていただいているので、大きな変更点はないようですので、御意見はよろしいでしょうか。

それでは、別紙1、別紙2、別紙3のとおり、令和4年度実施施策の政策評価の概要及び政策評価書並びに法令改正に係る規制の事後評価書を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山中委員長

ありがとうございます。

それでは、そのとおり決定をさせていただきます。

これで議題5を終了いたします。

本日予定していた議題は以上となりますが、続いて、配布資料の説明をお願いいたします。

1F室（東京電力福島第一原子力発電所事故対策室）の岩永室長から、ALPS処理水（多核種除去設備等処理水）の海洋放出に関して、昨日開催されました関係閣僚等会議における決定の概要についての説明をお願いいたします。

○岩永原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

1F室の岩永でございます。

今、御紹介いただきましたALPS処理水の処分に関する関係閣僚等会議についての状況の説明ということで、資料に基づいて簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

この会議では、ALPS処理水海洋放出に係る省庁の基本方針の決定ということで、内容が閣議決定されたものとなっております。

その中で、我々原子力規制委員会においても、オブザーバーという形で、東京電力の実施計画に基づいた安全性の確認であるとか、これからのモニタリングについての今後の予定、取組ということについて、山中委員長が御出席されまして、御発言していただいております。

資料の中で、その部分についてかいつまんで御説明させていただきますと、資料の3ページをお開きください。

資料の3ページの上から②③、主にこの部分が原子力規制委員会が関わっているというところをございまして、まず、海洋放出関連設備ということで、今回、希釈をしたり、放出をするという観点においての実施計画の変更認可申請がありますので、それを認可してきているところをございます。

また、それに併せまして、運転と保守管理等々の組織体制に関わる変更認可申請も出てきておりますので、使用前検査も併せまして認可・合格証を交付しているという流れになっております。その御説明をしていただいております。

また、最後の方には、東京電力には安全に係る法令等の遵守に加えて、緊張感を持って対応を求めるということで締めくくっております。

また、モニタリングについて、③でございしますが、これについても海域及び水産物モニタリング等々のかなり幅広いモニタリングをやるわけですけれども、これは関係省庁の協力の下で、モニタリングについて、我々の方でも、国内外に対して透明性を高く、分かりやすい情報発信に取り組んでいくということについて御説明いただいております。

以上が会議での御発言の要旨と、この基本方針の原子力規制委員会の関わる部分についての御説明になります。

ちなみに、2ページの中段の下の⑩でございしますが、海洋放出の開始の時期についても言及がございまして、明日の気象・海象条件に支障がなければ、8月24日、明日を目途に放出をというところで、この点についても触れられているというところをございます。

説明は以上でございします。

○山中委員長

委員の方から何か御質問、コメント等はございしますか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、事故対処室の木原室長補佐から、トピックスに記載されている法令報告事象について説明をお願いいたします。

○木原長官官房総務課事故対処室室長補佐

事故対処室の木原でございします。

本日の原子力施設等におけるトピックスということで、法令報告事象1件の報告がございします。テクノス三原株式会社のところで、放射線業務従事者の計画外の被ばくがあったということで報告を受けております。

資料の方につきましては、4ページ目のところになります。

テクノス三原株式会社、こちらの方は非破壊検査を行っている会社となりますが、8月3日に6月分の個人線量計の測定結果を確認していたところ、6月29日の作業において、放射線業務従事者2名について、1名が39.5mSv、もう1名が24.0mSvの測定結果となっており、5mSvを超える計画外の被ばくがあったことを確認したということで、法令報告として報告を受けております。

当該事業者2名につきましては、自社の工場内の照射室におきましてガンマ線透過試験装置を使用した非破壊検査の作業を行っていたということなのですが、ガンマ線の照射中に照射室外に退避していなかった点や、試験装置の片付け作業におきまして、線源の収納位置が正常位置でない状態で近づいていた点などが発生報告や経過報告の中で挙げられておりまして、現在、事業者において調査・確認が行われている状態になっております。

これらの点も含めまして、今後、法令報告として確認していくことにしております。

簡単ではありますが、以上、説明となります。

○山中委員長

何か委員の方で御質問はございますか。

○伴委員

現状については理解しましたがけれども、これは当初、だから、照射室内で作業していた。遮蔽はあったけれども、照射室内で作業したことが原因だと言っていたのが、その後の報告では、線源容器の中に線源がしっかり入っていなかった。ただ、露出していたわけではなくて、2cm程度ずれていたということを言ってきていて、一体どの時点で主に被ばくしたのか分からないのですよね。だから、そここのところをやはりきっちりと原因を調査していただきたいなど。

これは別に今回のことだけではなくて、場合によっては関係事業者に対して注意喚起をする必要が生じるかもしれないので、そういう観点から原因をしっかりと把握していただくようにお願いします。

○宮脇長官官房放射線防護グループ放射線規制部門安全管理調査官

放射線規制部門の宮脇でございます。

こちらの許可使用者からは、今後、原因と対策に関わる報告を受けることとなりますので、今の委員の御指摘の点も含めて、今後、しっかり確認を行っていきたいと、そのように考えてございます。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょうか。

伴委員からコメントがございましたけれども、こういう線源の出し入れのミスというのはよく発生するトラブルなので、原因の究明をよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

本日予定していた議題は以上となりますけれども、そのほかにごございますか。

それでは、本日の原子力規制委員会はこれで終了いたします。どうもありがとうございます。

ました。